

高圧ガスをご使用の際は、法規（高圧ガス保安法・一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則・容器保安規則）を遵守され、高圧ガスによる事故災害発生防止に努められるようお願い申し上げます。

## 1. 酸素・アセチレン（可燃性ガス）の取扱い上の注意事項

### ガスの性質

酸素・・・・・・・・支燃性のガスなので、空気中で燃焼しないものでも酸素中では燃焼する事が多く、特に酸素濃度が高い時は爆発的な燃焼を起こします。酸素の消費の際は、容器や機器類（バルブ・調整器等）に油脂等可燃物が付着していると発火する恐れがあります。禁油

アセチレン・・・・極めて不安定なガスであり、火花・加熱・衝撃等で爆発する恐れがあります。不純物が含まれていて臭気があり、吸い込むと中毒をおこす事があります。

プロパン・・・・・・・・いずれもLPガスの成分で、無色無臭のガスですが、容器等に「工業用無臭」の表示があるもの  
プロピレン 以外は、着臭されています。空気より重い為、低部に滞留しやすく、多量に吸引した場合窒息の危険や軽い麻酔性があります。

### 使用前確認

- ・必ずガスの性質に合った適切な器具を使用して下さい。
- ・調整器・ホース・吹管等の目視検査を行い、摩耗・硬化・亀裂等異常を認めた時は直ちに修理又は交換して下さい。
- ・ホースの接続部は、必ずホースバンドを用いて固定し、調整器から吹管までの全ての接続部を石鹼水で漏れが無い事を確認して下さい。

### バルブ操作

- ・容器等のバルブは、ゆっくりと開閉して下さい。（断熱圧縮の危険性があります）
- ・作業中断・終了時は、必ずバルブを閉じて下さい。
- ・容器バルブには、常時開閉ハンドルを取り付けておいて下さい。
- ・容器返却時は、バルブを閉じた状態で返却下さい。

### 吹管への点火・消火

- ・点火は、先に可燃性ガスのみを出して点火し、次に酸素を出して火力調節を行います。
- ・消火は、先に酸素を止めてから可燃性ガスを止めます。
- ・ガスの使用場所には必ず消火器（B-10以上）及び十分な量の防火用水を備えて下さい。
- ・万が一火災が発生した場合は、先ずガスを止め、消火すると共に大量の水で容器を冷却して下さい。
- ・器具やホースからの火災は容器バルブを閉めると鎮火します。
- ・なお、一度鎮火しても再着火する恐れがありますので、鎮火した容器でも引き続き注水冷却して下さい。

### 注意事項

- ・アセチレン容器は、必ず立てた状態で使用して下さい。
- ・容器の転倒防止を行って下さい。（チェーン・ロープ掛け）
- ・容器は粗暴な扱いをしないで下さい。
- ・車両に容器を積載した状態で使用しないで下さい。
- ・作業場所から5m以内では、喫煙や火気の使用を禁止し、引火性又は発火性、特に油脂類は置かないで下さい。
- ・火花の飛来する場所には、容器・ホース等を置かないで下さい。止むを得ない場合は、防災シート等で火花を遮断して作業を行って下さい。
- ・高圧ガス容器をアークスタート等を使用しないで下さい。
- ・高圧ガス容器は、直射日光を避け40℃以下に保ち、通風の良い場所で湿気や水滴を避けて保管して下さい。
- ・可燃性ガス及び酸素を使って作業をする時は、労働安全衛生法に基づく「ガス溶接作業主任者免許を受けた者」又は「ガス溶接技能講習修了者の修了証を受けた者」が作業を行って下さい。
- ・使用後の容器は、速やかに返却して下さい。